

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった「平成27年7月22日和歌山地方法務局岩出出張所での和歌山地方法務局岩出出張所所長と土木課職員二人、開示請求者の3者で協議した時の土木課職員の一人の手書きメモ『地番の移動(誤り)があったので修正する』と記載されたノート全部原本」の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成28年1月15日(受付は同日)、異議申立人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年1月25日、実施機関は、本件請求の対象を「平成27年7月22日に和歌山地方法務局岩出出張所において和歌山地方法務局岩出出張所所長及び土木課職員二人並びに異議申立人とで行った話合い(以下「話合い」という。)で聞き取った内容を土木課職員の一人が個人的に所有するノートにメモ書きしたもの(以下「個人メモ」という。)」と特定し、「条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 平成28年1月28日(受付は同日)、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

拒否の決定を取り消し、本件請求に係る公文書を公開せよ。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 条例第2条第2項の公文書の定義は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きを終了し、当該実施機関が管理しているものをいう。」である。

- 2 条例第1条では目的として「市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。」と記載されている。
- 3 実施機関にとって不都合な記載があることに気づき、事実を隠すための手段として条例第2条第2項の解釈を実施機関側の都合で変更することは、条例第1条の目的に反することとなる。

第5 実施機関の説明

個人メモは、話合いで聞き取った内容を土木課職員の一人が個人的に所有するノートにメモ書きしたものであるから、条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないと考える。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分の妥当性について
 - (1) 本件処分の対象となった個人メモが条例第2条第2項に規定する公文書に該当するか否かについて検討する。
 - (2) 本件処分の対象となった個人メモについて確認したところ、以前に本審査会において答申した答申第11号における個人メモと同一のものであることが認められた。
 - (3) 答申第11号において個人メモは、条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないと認めるのが相当であるとの判断をしているところ、本件においても同様の判断とならざるを得ない。
 - (4) よって、本件処分の対象となった個人メモは、条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないと認めるのが相当である。
- 2 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・2・22	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理

H28・2・23	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・3・7	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・3・10	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・3・14	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H28・3・16	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・4・25	<p>諮問に対する答申を行うための審査会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取